

扶養認定の適正化について Q&A

Q1 なぜ扶養認定対象者が別居している場合、客観的に仕送りの事実が確認できる書類の提出が必要になったのですか。

A1 認定対象者が別居している場合については、主として組合員からの仕送りが、生計維持の中心的役割を果たしていることを扶養の要件としています。

現在、この仕送りの状況を確認する書類として、申立書の申告をもって認定しているところですが、当該組合員の給与や扶養家族の人数から考えて、社会通念上妥当性を欠くような申告もあり、当組合が扶養の事実を確認し難い状況も見受けられるためです。

また、他都市共済組合でも扶養認定対象者と別居している場合、客観的に仕送りの事実が確認できる書類を求めているケースがほとんどです。

Q2 組合員が6月30日に申請し、7月2日に庶務担当者及び総務事務センターで受け付けた場合の取扱いはどうなるのですか。

A2 事実発生日が、平成24年6月中であれば、申請時については、仕送りの証明書類の提出は必要ありません。

Q3 今後、扶養認定対象者が別居する場合、どのような書類の提出が必要となりますか。

A3 これまでの提出書類に加え、金融機関の振込票や入金・送金記録のある預金通帳の写し、現金書留受付印のある封筒など、客観的に仕送りの事実が確認できる書類が必要になります。

Q4 仕送りは毎月必要ですか。

A4 生活費としての仕送りのため、1人につき毎月1回以上の送金が必要です。
(賞与時にまとめた送金は認められません。)

Q5 既に別居扶養で認定中の被扶養者の取扱いはどうなりますか。

A5 既に別居扶養で認定されており、手渡して仕送りを行っている組合員の方については、平成24年7月1日以降は、金融機関等を経由して送金する方法に変更する必要があります。

Q6 組合員名義の通帳から被扶養者の家賃及び光熱費等が引き落とされている場合、提出書類は何が必要ですか。

A6 どのような仕送り方法でも、客観的に仕送りの事実が確認できる書類が必要です。

- 例 家賃：組合員名義の通帳写しと被扶養者の賃貸契約書等
光熱費：組合員名義の通帳写しと被扶養者への請求書及び領収書等
クレジット（家族）カード利用：利用者が確認できる明細書等

Q7 客観的に仕送りの事実がわかる書類（振込票等）を紛失した場合、どのようにすればよいですか。

A7 金融機関等で再発行を依頼してください。再発行できない書類の場合は、その旨を記載した申立書を提出し、次月分の証明書類を提出してください。

Q8 月に何回かにわたり仕送りをしており、合計すると基準額を満たしている場合、合算することができますか。

A8 合算することができます。

Q9 扶養状況調査で仕送りの事実がないことが判明した場合の削除日はいつになりますか。

A9 平成24年7月1日まで遡って扶養削除となります。

Q10 扶養認定申請時、客観的に仕送りの事実を確認できる書類は、何ヶ月分提出すればよいですか。

A10 1ヶ月分を提出してください。

例 4月1日が事実発生日の場合、3月分もしくは4月分（事実発生日から30日以内のもの）の送金書類の提出が必要です。

事実発生日から30日以内に仕送りが確認できない場合は、当該月は要件を満たしていないため、仕送り開始日が事実発生日となります。

★ **Q11 認定中の被扶養者に同別居の変更があった場合は申告が必要ですか。**

A11 必要となります。「被扶養者申告書」に以下の書類を添付して提出してください。

- ◇同居から別居
 - ・仕送りの事実が確認できる書類※
 - ・組合員の住民票
 - ・認定対象者の世帯全員の住民票
- ◇別居から同居
 - ・組合員の世帯全員の住民票

※ 以下の方については、仕送りの事実が確認できる書類の代わりに次のものを提出してください。
学 生…学生証又は在学証明書
単身赴任…辞令の写し

★ **Q12 組合員本人が、別居の被扶養者の通帳を持って、入金している場合は、どのような書類の提出が必要ですか？**

A12 被扶養者の口座へ直接入金する方法は、「客観的に誰からの振込みか」が証明できるものがないため、認められません。客観的に仕送りの事実がわかる書類を提出してください。

★ Q13 別居している被扶養者が、学生の場合の取扱いはどうなりますか？

A13 学生の被扶養者が、就学のために別居している場合は、一時的な別居とみなしますので、送金書類の提出は必要ありません。扶養認定申請時、同別居の変更及び扶養状況調査時には、送金書類に代わり、「学生証又は在学証明書の写し」を提出してください。

★ Q14 別居している父母への送金は、父母それぞれの口座への送金が必要ですか？

A14 別居している父母が同居している場合は、どちらか一方への送金でかまいません。ただし、送金額は2人分であることが必要です。

★ Q15 現金書留の場合、受付印のある封筒を提出すればよいですか？

A15 現金書留の場合は、受付印のある封筒とその控えを提出してください。

★ Q16 現在、別居扶養で認定されている被扶養者がいる場合、平成24年7月1日の施行に伴い、提出が必要な書類はありますか？

A16 平成24年7月1日時点で、提出していただく書類はありません。
平成24年9月実施予定の扶養状況調査時に送金書類が提出できるよう、保管しておいてください。

★ Q17 平成24年7月1日以降、金融機関等を経由しての送金ができない場合はどうすればよいですか？

A17 扶養の対象外となるため、削除の申請が必要です。「被扶養者申告書」に、「扶養事実消滅に係る申立書」及び「組合員被扶養者証」を添付し、提出してください。
様式は、当組合のホームページからダウンロードしていただくことができます。

★ Q18 平成24年7月1日以前に、別居から同居に変更している場合、届出は必要ですか？

A18 必要ありません。平成24年7月1日以降に、同別居の変更が発生した場合に届出が必要になります。